

委員会評価報告書

事業名	飲料用水施設改善補助事業（令和2年度実施）				
担当課・室・係	環境衛生課・環境衛生係				
事業の目的	市営水道の普及していない地域の施設の新設及び修繕に要する費用の一部を補助することで、市民の健康増進と公衆衛生の確保及び生活環境の改善を図る。				
事業の概要	<p>①2世帯以上での申請 対象施設：市内居住者の2世帯以上を有する地区が共同で設置及び管理する公営水道区域外の飲料用水施設。対象経費：30万円以上400万円以下。補助金額：133万3千円を上限として補助対象費用の3分の1。</p> <p>②1世帯での申請 対象施設：市内居住者の世帯で、隣接する住家との距離がおおむね100m以上あり、共同で設置及び管理することが困難な公営水道区域外の飲料用水施設。対象経費：30万円以上。補助金額：30万円を上限として補助対象費用の3分の1。</p>				
事業結果に対する評価	A きわめて良好	B 良 好	C おおむね適正	D 問題がある	E かなり問題
<p>【問題点など】</p> <p>公営水道未普及地域において、飲料用水の確保を支援する事業は生活に必要な極めて重要な事業であり、実際相当な件数の申請があることから、事業結果はおおむね適正と認められるが、以下のような問題点も見受けられる。</p> <p>過疎・高齢化により増加する施設の維持管理への要望に対し、適切に対処する必要がある。</p> <p>現在の要綱による事業は適正に実施されているが、市民ニーズに応え、補助率の引き上げを検討する必要がある。</p>					
事業の今後の方向性	1 拡 充	2 継 続	3 改 善	4 縮 小	5 休止・廃止
<p>【提言など】</p> <p>「水」問題は生活基盤最大の課題であることから、事業の今後の方向性は拡充とし、特に以下の点を求める。</p> <p>施設の新設及び修繕には多額の費用を要するため、補助率を現在の3分の1から2分の1へ引き上げるよう検討すること。</p> <p>工事や修繕など技術的な側面があること、また市営水道の給水区域拡大の相談につながる可能性が高いことから、本事業を上下水道課で実施することができないか検討すること。</p>					